

2 月 農 地 部 会 議 事 録

と き 平成 28 年 2 月 10 日 (水) 午後 1 時 30 分
と ころ 八戸市庁別館 2 階 会議室 C

出席した委員

1 番 馬場豊、2 番 寺沢和則、3 番 和泉俊雄、4 番 中村正記、5 番 山内光興、
6 番 大久保秀幸、7 番 高橋勝男、8 番 木村武美、9 番 森園秀一、
12 番 田中忠二、14 番 小笠原萬三、15 番 鳥喰一郎、16 番 釜石幸史朗、
17 番 林善嗣、18 番 下館敏

欠席した委員

10 番 田名部和義、11 番 古館傳之助、13 番 堰端治、19 番 籠田悦子

職務のため出席した職員

事務局長 上村智貞、事務局次長(農政 G L 事務取扱) 畑内俊一、農地 G L 寺沢智幸

主幹 大里知矢、技査 菊谷武夫、主事 田中雄太

部会長

只今から農地部会を開会致します。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立致します。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております議事日程により、議事を進めます。なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願い致します。

日程第1

日程第1、議席の指定を行います。

部会長

農地部会委員の議席につきましては、農業委員会部会会議規則第6条の規定により、あらかじめ抽選により議席を決定しておりますが、現在の仮議席を本議席とすることとして、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。

部会長

それでは、議席番号と委員の氏名を事務局から読み上げ願います。

上村事務局長

事務局より、読み上げさせていただきます。

1番 馬場豊委員、2番 寺沢和則委員、3番 和泉俊雄委員、4番 中村正記委員、5番 山内光興委員、6番 大久保秀幸委員、7番 高橋勝男委員、8番 木村武美委員、9番 森園秀一委員、10番 田名部和義委員、11番 古館傳之助委員、12番 田中忠二委員、13番 堰端治委員、14番 小笠原萬三委員、15番 鳥喰一郎委員、16番 釜石幸史朗委員、17番 林善嗣委員、18番 下館敏委員、19番 籠田悦子委員。

以上でございます。

日程第2

次に、日程第2、議事録署名者の指名を行います。

部会長

お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名致したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご異議なしと認めます。それでは本職から指名致します。

議事録署名者に、3番 和泉俊雄委員、6番 大久保秀幸委員、両氏を指名致します。

日程第3

次に、日程第3、議案第4号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題と致しますが、本議案の中には、●●委員が当事者となっている事案がございます。

部会長

これは、農業委員会等に関する法律第 24 条の規定に基づく議事参与の制限に該当しますので、当該事案に係る審議を先に行うこととし、その間、●●委員は退席願います。

(●●委員退席)

部会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

鳥喰委員

鳥喰から報告します。去る 1 月 28 日、中村委員と市庁別館 8 階会議室において、議案 1 番から 5 番まで調査して参りましたので報告します。

3 条 1 番、2 番

1 番と 2 番は、関連する案件なので、一括で報告します。

渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は、別添資料 1 ページに記載のとおりです。受人は本人が出席、渡人は代理人が出席されました。受人と渡人の関係は、姉弟とのことでした。態様別は売買。申請理由は、受人は渡人からの要望、渡人は遠方のため。申請地の作付計画は、水稻、ながいも、ごぼう。過去 3 年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況は通作距離 100m、集団化あり、耕作道あり、宅地化あり、受人の耕作地あり、休耕地・山林地あり。農業経験 45 年。贈与税猶予がありますが、受人のため問題なし。労働力は専従で男 1 人、その他常用で男 1 人、女 2 人。臨時で男 300 日。農機具の保有状況は、トラクター 15 台、トラック 5 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、乾燥機 8 機。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。
よって本事案は承認することに決しました。

部会長

●●委員の入室をお願い致します。

(●●委員入室)

部会長

それでは、調査を担当されました委員から残りの事案について説明願います。

鳥喰委員

3 条 3 番

3 番ですが、渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、面積は別添資料 2 ページに記載のとおりです。受人は本人が出席、渡人は代理人が出席されました。受人と渡人の関係は特にないとのことでした。態

様別は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は遠方のため。受人は五戸町での3条許可申請 1,296 m²あります。申請地への作付計画は、白菜・ヤマトイモ・大豆・レタス。過去3年間における農地の取得・売買事例でございますが、渡人が平成26年に遠方のため田と畑を売却しています。申請地周囲の状況は、通作距離4km、農地の集団化あり、耕作道あり、宅地化なし、受人の耕作地なし、休耕地・山林地なし、地域農業への影響特になし。農業経験40年。実家の手伝いをしていたとのこと。年金・税猶予なし。労働力は、専従で男1人、兼業で女1人。農機具の保有状況は、トラクター1台、管理機3台、噴霧機1台、刈払機3台、トラック1台。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

3条4番

4番ですが、渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は別添資料2ページに記載のとおりです。受人は本人が出席、渡人は代理人が出席されました。受人と渡人の関係は知人とのことでした。態様別は賃貸借です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人からの要望。申請地の作付計画は、トマト、ほうれんそう、ねぎ。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況は、通作距離100m、農地集団化あり、耕作道なしですが、通行の承諾書提出済みです。休耕地・山林地あり。農業経験、営農大学校で10か月、南部町の農家で、ねぎ・トマトの研修を1年受けているそうです。地域農業への影響特になし。年金・税猶予なし。それと南部町で農用地利用集積事業の申請をしています。また青年就農給付金受給予定者です。労働力は、専従で男1人、女1人。農機具は、軽トラック1台、トラクター1台、管理機1台、動力噴霧機1台。

関連する案件の為、5番の報告をします。

3条5番

5番ですが、渡人の住所、氏名、及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は別添資料2ページに記載のとおりです。受入、渡人共に本人が出席されました。受人と渡人の関係は特になし。態様別は賃貸借。申請理由は、受人は新規就農、渡人は受人からの要望。申請地への作付計画は、トマト、ほうれんそう、ねぎ。申請地周囲の状況は、通作距離200m、集団化あり、耕作道あり、宅地化なし、休耕地・山林地あり。その他の項目は4番と同じになります。

以上、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

中村委員

続きまして中村から報告致します。ただいま鳥喰委員からお話いただきましたとおり、1月28日、鳥喰委員と市庁別館8階会議室におきまして、6番から8番の調査をいたしましたので報告いたします。

3条6番

まず、6番ですが渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料3ページに記載のとおりです。調査には、渡人は本人が、受人は委任状持参で代理人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、渡人は受人の要望、受人は規模拡大です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、「野菜」

です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者として同居しております。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。申請地周囲の状況ですが、自宅の隣にある農地です。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験50年。地域農業への影響はなし。年金・税猶予等ですが、受人は経営移譲年金受給者です。相続税、贈与税猶予はございません。受人の労働力ですが、世帯員は男2人、女1人、うち農業専従者は男2人、女1人です。農機具保有状況は、トラクター1台、噴霧機1台です。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

3条7番

次に、7番ですが渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料3ページに記載のとおりです。調査には、渡人、受人も本人が出席いたしました。両者の関係は、知人です。態様別は、売買です。申請理由は、渡人は労力不足、受人は規模拡大です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、「水稻」です。過去3年間における農地の取得・売買事例ですが、受人が平成25年6月に畑を、平成26年12月に田を取得しています。申請地周囲の状況ですが、通作距離8km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験30年。地域農業への影響はなし。年金・税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人で農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター1台、草刈機1台、軽トラック1台です。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

3条8番

次に、8番ですが渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料3ページに記載のとおりです。調査には、渡人は委任状持参で代理人が、受人は本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、渡人は労力不足、受人は規模拡大です。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は、「水稻」です。過去3年間における農地の取得・売却事例ですが、受人が平成26年12月に畑16,916㎡を売却し、平成27年6月に畑1,190㎡を取得しています。申請地周囲の状況ですが、通作距離10km。耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化あり。休耕地・山林地なし。農業経験50年。地域農業への影響はなし。年金・税猶予等はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男1人、女1人。うち農業専従者男1人、女1人です。その他、臨時雇用で男180日、女180日となっています。農機具保有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、噴霧機1台、軽トラック3台、乾燥機1台です。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上、報告を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第4 部会長	<p>次に、日程第4、議案第5号、平成27年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題と致します。それでは、事務局から説明願います。</p>
田中主事	<p>事務局の田中から、議案第5号「平成27年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。資料5ページをご覧ください。</p> <p>今回の利用権設定件数は賃貸借6件、使用貸借2件の計8件となっております。</p> <p>借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手4人、貸し手8人で、利用権設定面積は19,617㎡でございます。</p> <p>借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積1番～ 利用集積3番	<p>番号1番、番号2番、番号3番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、いずれも水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p>
利用集積4番	<p>番号4番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、水利費でございます。</p> <p>番号5番、資料6ページ番号6番、番号7番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、</p>
利用集積5番	<p>番号5番が、野菜を作付けするために、2年11か月間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積6番	<p>番号6番が、水稻を作付けするために、3年11か月間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積7番	<p>番号7番が、野菜を作付けするために、3年11か月間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間10,000円でございます。</p>
利用集積8番	<p>番号8番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5年間解除条件付き賃貸借をするもので、賃借料につきましては、総額年間80,000円でございます。</p> <p>公告年月日は、平成28年2月16日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
部会長	<p>只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第5 部会長	<p>次に、日程第5、議案第6号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題と致します。</p>

部会長	それでは、事務局から説明願います。
田中主事	事務局の田中から、議案第6号「農用地利用配分計画案に係る意見について」をご説明いたします。 資料7ページをご覧ください。 こちらの案件は、平成27年12月部会の八戸市農用地利用集積計画に関連する案件でございます。 今回の利用権設定件数は賃貸借30件、使用貸借50件の計80件となっております。 借り手の人数につきましては1人で、利用権設定面積は232,296.85㎡でございます。 左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。 貸し手は、農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、右側には元々の土地所有者がわかるように、農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。 その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。 借り手は、集落営農の法人化を目的として平成28年2月4日に設立した法人となっております。法人の組合長は、以前は任意団体であった営農組合の組合長と同じ方になっており、法人の役員は、理事11人、監事2人で構成されております。主な経営作物は水稻、雑穀で生産物の販売や、水稻の育苗及び田植え作業の受託などを行います。
配分計画1番～ 配分計画80番	番号1番から、資料22ページ番号80番までの計96筆を借り受けることとなります。借り手の決定理由につきましては、地域の人たちが合意して借り手の法人に農地の集積をすることになったためでございます。 ついては、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。 以上、説明を終わります。
部会長	只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑等なしと認めます。 よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見の無い旨、八戸市長に回答します。
日程第6 部会長	次に、日程第6、議案第7号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題と致します。 それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

鳥喰委員

鳥喰から報告致します。

去る1月28日、中村委員と市庁別館8階会議室において、1番を調査して参りましたので報告します。

5条1番

1番ですが、渡人の住所、氏名、職業、及び受人の住所、氏名、職業、並びに土地の所在、地目、面積は別添資料23ページに記載のとおりです。転用目的は駐車場です。態様別は売買。事業全体の資金調達計画は自己資金。証明書添付有り。他法令との関係なし。開発許可不要。埋蔵文化財区域外。土地改良区の意見不要。被害防除措置として、フェンス、盛り土、切り土、法切り。立地条件は、八戸市立三条中学校から北側約1kmに位置します。周囲の状況は、田、宅地、自分のとこの事業所に囲まれております。道路はないが、受人の所有地に隣接しています。農地区分は、第二種農地。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地。権利調整措置なし。年金・税猶予なし。

転用計画の内容は、転用許可基準に照らし、許可相当と認められますので、農業会議に諮問の上、許可して差し支えないものと考えます。以上です。

部会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑等なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7
部会長

次に、日程第7、議案第8号、八戸市長からの事務委任の協議についてを議題と致します。

それでは、事務局から説明願います。

寺沢副参事

事務局寺沢より、議案第8号「八戸市長からの事務委任の協議について」をご説明いたします。それでは、資料の25ページをお開き願います。

この案件は、「普通地方公共団体の長の事務の委員会等への委任及び補助執行」を定めた地方自治法180条の2の規定に基づき、八戸市長から農業委員会へ事務委任の協議がなされたものです。

まず、経緯ですが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第5次地方分権一括法が平成27年6月26日に交付されたことに伴い、農地法が一部改正されました。「青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例」により、農地法に基づく事務については、既に一部が当市へ権限移譲されておりますが、今回の農地法改正により、既に移譲されている事務の範囲が一部拡大されることになりました。市が権限移譲を受けている事務は、更に「八戸市農業委員会等に対する事務の委任に関する規則」により市長から農業委員会へ委任がされているわけですが、事務の範囲が一部拡大することについて地方自治法の規定により当委員会へ協議があったものであります。

事務権限の拡大内容ですが、農地転用許可の権限対象農地の上限面積が、これまでの2ha以下から「4ha以下」となるものです。下の図をご覧ください。現行制度では、2ha以下の農地転用許可が都道府県の自治事務とされ、県条例により県知事から市へ権限移譲され、市規則により市長から農業委員会へ事務委任されております。この上限面積が、4ha以下まで拡大されるというものです。なお、今回の制度改正により、2haを超え4ha以下の農地転用に係る国協議は廃止となり、4haを超える農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で都道府県に移譲されます。

この制度改正の施行期日は、平成28年4月1日となります。

以上で、説明を終わります。

部会長

只今の説明に対し、ご質疑等ございませんか。

鳥喰委員

はい。

部会長

はい。鳥喰委員。

鳥喰委員

今の説明の中で4ha超のところで、国との協議が必要ということは、どういうふうな扱いになるのでしょうか。ちょっと分からなかったんですけど。例えば市から県を經由して国へ協議することになるのでしょうか。

寺沢副参事

はい。お答え申し上げます。4ha超の部分については、市で受付しますが、県知事の許可となりまして、その県知事の許可の前に国との協議が挟まるというものです。手順とすれば、一旦国に確認した上で県知事の許可ということで、手間はそれなりにかかるものです。

鳥喰委員

今までよりはかからないってことですね。今までは4haを超えるのは国の許可であったと思うので。

寺沢副参事

そうですね。今までよりは特に2haを超えて4ha以下の部分、ここの部分に国の協議が必要だったわけですが、そこが無くなる、また八戸市の農業委員会で許可できることとなりますので範囲が広がります。

鳥喰委員

ありがとうございます。

部会長

その他ございませんか。

(なしの声あり)

部会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しましたので、事務委任について受託する旨、八戸市長に回答します。</p>
日程第8 部会長	<p>次に、日程第8、報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
菊谷技査	<p>事務局の菊谷から、ご報告いたします。</p> <p>この案件は、相続等届出の1月分でございます。資料の27ページをお開き願います。権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p> <p>今回の届出は、資料27ページ番号1番から資料30ページ番号10番までの計10件となっております。権利取得事由は何れも相続でございます。また取得した権利の種類は何れも所有権でございます。</p> <p>なお、農業委員会によるあっせんの希望は、希望なしとなっております。何れも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。以上、報告を終わります。</p>
部会長	<p>只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
部会長	<p>ご質疑なしと認めます。</p>
日程第9、第10 部会長	<p>次に、日程第9、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。</p>
大里主幹	<p>事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の1月分でございます。</p> <p>まず4条からご報告申し上げます。資料の31ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
4条届出1番	<p>番号1番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。</p> <p>続きまして、5条につきましてご報告申し上げます。33ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。</p>
5条届出1番	<p>番号1番、転用目的は店舗1棟建築でございます。</p>

5条届出2番	番号2番、転用目的は貸家2棟建築でございます。
5条届出3番	番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 34ページをお開き願います。
5条届出4番～6番	番号4番、5番、6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 35ページをご覧ください。
5条届出7番	番号7番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出8番	番号8番、転用目的は通路でございます。
5条届出9番	番号9番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 36ページをお開き願います。
5条届出10番、11番	番号10番、11番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出12番	番号12番、転用目的は宅地分譲でございます。 37ページをご覧ください。
5条届出13番、14番	番号13番、14番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条届出15番	番号15番、転用目的は資材・車輛置場でございます。 38ページをお開き願います。
5条届出16番～18番	番号16番、17番、18番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。 (なしの声あり)
部会長	ご質疑なしと認めます。
日程第11 部会長	次に、日程第11、報告第8号、農地転用の制限の例外該当届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。
大里主幹	事務局の大里からご報告いたします。資料の39ページをご覧ください。 この案件は、農地転用制限の例外該当届出の1月分でございます。 まず、農地転用の制限の例外該当届でございますが、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第32条に規定されているものでございます。具体的には農地の保全のための用排水路や、農業用倉庫等の農業上の施設用地として、200㎡未満を転用する場合、届出をすれば転用許可が不要となるものでございます。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
例外該当届出1番	番号1番、転用目的は、農業用倉庫1棟建築でございます。 申請内容、書類ともに適正であり、届出を受理しております。 以上、報告を終わります。
部会長	只今の報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

部会長

ご質疑なしと認めます。

部会長

以上をもちまして、本日の議案の審査は全て終了致しましたので、農地部会を閉会致します。

(閉会 14 時 10 分)